

○消費者庁告示第九号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

消費者庁長官 堀井 奈津子

既存添加物名簿の一部を改正する告示

既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇四十 (略) (削る)	一〇四十 (略) 四十一 オゾケライト
四十一〇六十二 (略)	四十二〇六十三 (略)
六十三 カラメルⅠ(でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十五号のカラメルⅢ及び第六十六号のカラメルⅣを除く。)	六十四 カラメルⅠ(でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十六号のカラメルⅢ及び第六十七号のカラメルⅣを除く。)
六十四 カラメルⅡ(でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十六号のカラメルⅣを除く。)	六十五 カラメルⅡ(でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十七号のカラメルⅣを除く。)
六十五〇八十九 (略) (削る)	六十六〇九十 (略)
(削る)	九十一 グアヤク脂(ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβーレジンを主成分とするものをいう。)
九十〇九十三 (略)	九十二 グアヤク樹脂(ユソウボクの分泌液から得られた、αーグアヤコン酸及びβーグアヤコン酸を主成分とするものをいう。)
(削る)	九十三〇九十六 (略)
(削る)	九十七 グッタハンカン(グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
九十四〇百 (略)	九十八 グツタペルカ(グツタペルカの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
百一 αーグルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア(ステビア抽出物(第百五十六号のステビア抽出物をいう。))から得られた、αーグルコシルステビオシドを主成分とするものをいう。)	百六 αーグルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア(ステビア抽出物(第百六十四号のステビア抽出物をいう。))から得られた、αーグルコシルステビオシドを主成分とするものをいう。)
百二〇百十三 (略)	百七〇百十八 (略)

百十四 香辛料抽出物（アサノミ、アサフェチダ、アジヨワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カシヨウ、カツシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレリーフ、カンゾウ、キャラウエー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サツサfras、サフラン、サボリ、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シヤロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソレレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、デイル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジヨラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第三十四号のウコン色素、第四十四号のオレガノ抽出物、第四十五号のオレンジ色素、第六十二号のカラシ抽出物、第七十三号のカンゾウ抽出物、第七十四号のカンゾウ油性抽出物、第九十三号のクチナシ黄色素、第一百七号のクローブ抽出物、第二百二十七号のゴマ油不けん化物、第四百十九号のショウガ抽出物、第六十一号の精油除去ウイキョウ抽出物、第六十二号のセイヨウワサビ抽出物、第六十五号のセージ抽出物、第七十三号のタマネギ色素、第七十四号のタマリンド色素、第七十五号のタマリンドシードガム、第八十号のタンニン（抽出物）、第九十三号のトウガラシ色素、第九十四号のトウガラシ水性抽出物、第二百十二号のニガヨモギ抽出物、第二百十四号のニンジンカロテン及び第二百二十七号のローズマリー抽出物を除く。）

百十五 酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第三百二十号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、 α -グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百十九 香辛料抽出物（アサノミ、アサフェチダ、アジヨワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カシヨウ、カツシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレリーフ、カンゾウ、キャラウエー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サツサfras、サフラン、サボリ、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シヤロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソレレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、デイル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジヨラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第三十四号のウコン色素、第四十五号のオレガノ抽出物、第四十六号のオレンジ色素、第六十三号のカラシ抽出物、第七十四号のカンゾウ抽出物、第七十五号のカンゾウ油性抽出物、第九十六号のクチナシ黄色素、第一百十二号のクローブ抽出物、第一百三十二号のゴマ油不けん化物、第一百五十三号のショウガ抽出物、第一百五十七号のショウガ抽出物、第六十九号の精油除去ウイキョウ抽出物、第七十号のセイヨウワサビ抽出物、第七十三号のセージ抽出物、第八十五号のタマネギ色素、第八十六号のタマリンド色素、第八十七号のタマリンドシードガム、第九十三号のタンニン（抽出物）、第二百十号のトウガラシ色素、第二百十一号のトウガラシ水性抽出物、第二百三十一号のニガヨモギ抽出物、第二百三十三号のニンジンカロテン及び第三百五十七号のローズマリー抽出物を除く。）

百二十 酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第三百四十七号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、 α -グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百十六 酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百一十一号のナリンジン）をいう。）から得られた、 α -グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百十七 酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第二百五十九号のヘスペリジン）をいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百十八 酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第三百二十一号のルチン（抽出物））をいう。）から得られた、 α -グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百十九 酵素処理レシチン（植物レシチン（第三百五十三号の植物レシチン）をいう。）又は卵黄レシチン（第三百十二号の卵黄レシチン）をいう。）から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。）

百二十 酵素分解カンゾウ（カンゾウ抽出物（第七十三号のカンゾウ抽出物）をいう。）を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸—三—グルクロニドを主成分とするものをいう。）

百二十一 (略)

百二十二 酵素分解レシチン（植物レシチン（第三百五十三号の植物レシチン）をいう。）又は卵黄レシチン（第三百十二号の卵黄レシチン）をいう。）から得られた、フォスファチジン酸及びリゾレシチンを主成分とするものをいう。）

百二十三〜百二十七 (略)

(削る)

百二十八 ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものを除く。）

百二十一 酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百二十九号のナリンジン）をいう。）から得られた、 α -グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百二十二 酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第二百八十二号のヘスペリジン）をいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百二十三 酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第三百四十八号のルチン（抽出物））をいう。）から得られた、 α -グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百二十四 酵素処理レシチン（植物レシチン（第三百六十一号の植物レシチン）をいう。）又は卵黄レシチン（第三百三十九号の卵黄レシチン）をいう。）から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。）

百二十五 酵素分解カンゾウ（カンゾウ抽出物（第七十四号のカンゾウ抽出物）をいう。）を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸—三—グルクロニドを主成分とするものをいう。）

百二十六 (略)

百二十七 酵素分解レシチン（植物レシチン（第三百六十一号の植物レシチン）をいう。）又は卵黄レシチン（第三百三十九号の卵黄レシチン）をいう。）から得られた、フォスファチジン酸及びリゾレシチンを主成分とするものをいう。）

百二十八〜百三十二 (略)

百三十三 ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）

百三十四 ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、第二百三十三号の低分子ゴムを除く。）

百三十五 ゴム分解樹脂（ゴム（前号のゴム）をいう。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）

百二十九〜百四十五 (削る)	(略)
百四十六〜百六十五 (削る)	(略)
百六十六〜百六十九 (削る)	(略)
(削る)	
(削る)	
百七十〜百七十七 (削る)	(略)
百七十八〜百八十四 (削る)	(略)
百八十五 (削る)	(略)
百八十六・百八十七 (削る)	(略)
(削る)	
百八十八〜百九十四 (削る)	(略)
百九十五 動物性ステロール (魚油又はラノリン (第三百九号のラノリンをいう。)) から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。)	
百九十六〜二百八 (削る)	(略)

百三十六〜百五十二 (略)	
百五十三 シソ抽出物 (シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)	
百五十四〜百七十三 (略)	(略)
百七十四 セピオライト	
百七十五〜百七十八 (略)	(略)
百七十九 ソバ柄灰抽出物 (ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)	
百八十 ソルバ (ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	
百八十一 ソルビンハ (ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	
百八十二〜百八十九 (略)	(略)
百九十 胆汁末 (胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。)	
百九十一〜百九十七 (略)	(略)
百九十八 チルテ (チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	
百九十九 (略)	
二百 ツヌー (ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	
二百一・二百二 (略)	
二百三 低分子ゴム (パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	
二百四 テオブロミン	
二百五〜二百十一 (略)	(略)
二百十二 動物性ステロール (魚油又はラノリン (第三百三十六号のラノリンをいう。)) から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。)	
二百十三〜二百二十五 (略)	(略)
二百二十六 ナフサ	

二百九〇～二百一〇一 (略)
(削る)

二百一十二～二百一十五 (略)
(削る)

二百一十六～二百一三〇 (略)
(削る)

二百三十一～二百四十八 (略)
(削る)

二百四十九・二百五十一 (略)

二百五十一 分別レシチン (植物レシチン (第一百五十三号の植物レシチンをいう。)) 又は卵黄レシチン (第三百十二号の卵黄レシチンをいう。)) から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。)

二百五十二 粉末セルロース (パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第二百二十五号の微結晶セルロースを除く。)

二百五十三 (略)
(削る)

二百五十四～二百六十四 (略)
(削る)

二百六十五～二百七十五 (略)
(削る)

二百二十七～二百二十九 (略)

二百三十 ニガグッタ (ニガグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

二百三十一～二百三十四 (略)

二百三十五 ばい煎ダイズ抽出物 (ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。)

二百三十六～二百五十 (略)

二百五十一 ひる石

二百五十二～二百六十九 (略)

二百七十 プロポリス抽出物 (ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)

二百七十一・二百七十二 (略)

二百七十三 分別レシチン (植物レシチン (第六十一号の植物レシチンをいう。)) 又は卵黄レシチン (第三百二十九号の卵黄レシチンをいう。)) から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。)

二百七十四 粉末セルロース (パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第二百四十五号の微結晶セルロースを除く。)

二百七十五 (略)

二百七十六 ペカンナッツ色素 (ピーカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)

二百七十七～二百八十七 (略)

二百八十八 ベネズエラチクル (ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

二百八十九～二百九十九 (略)

三百 ホホバロウ (ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。)

二百七十六～二百八十 (略)
(削る)

(削る)

二百八十一～三百二十二 (略)

三百二十三 レイシ抽出物 (マンネンタケの子実体から抽出して得られたものをいう。)

(削る)

三百二十四・三百二十五 (略)

(削る)

(削る)

三百二十六・三百二十七 (略)

備考 第一号から第三百二十七号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。

三百一～三百五 (略)

三百六 マッサランドバチョコレート (マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

三百七 マッサランドババラタ (マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

三百八～三百四十九 (略)

三百五十 レイシ抽出物 (マンネンタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)

三百五十一 レッチュデバカ (レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)

三百五十二・三百五十三 (略)

三百五十四 ログウツド色素 (ログウツドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。)

三百五十五 ロシディンハ (ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

三百五十六・三百五十七 (略)

備考 第一号から第三百五十七号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。